様式１

整理番号	健康－法申－46

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名（電話番号）	健康局保健所保健医療対策課　医療法人グループ（06-6647-0681）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	管理者を医療法人の理事に加えない認可申請
概　　要	２以上の病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者について、大阪市保健所長の認可を受けた場合は、医療法人の理事に加えないことができます。
根拠法令等及び条項	医療法第４６条の５第６項
審査基準	大阪市保健所長が認可した場合
標準処理期間	２０日
経由日数	なし
提　出　先	健康局保健所保健医療対策課　医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	
手　数　料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課　医療法人グループ（06-6647-0681）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備　　考	